

日台芸術家交流（台湾台東県での滞在型創作活動支援）募集要項

1、背景

台東県では、「全民芸術」（ワークショップ等を通じて一般市民が芸術とふれあうことや一般市民の生活の中に芸術を溶け込ませること）の理念を推進するため、2005年より外部の芸術家の県内滞在活動の受入れに取り組んでおり、2014年までに台湾、アメリカ、ドイツ、イギリス、中国、日本、韓国などから45名を超える芸術家が台東県に滞在しました。

台東県の芸術家や、県内に多く存在する原住民族の芸術群等とのふれあいを通じて創作意欲につなげていただくことが可能であり、台東県にとっても日本の芸術家との交流を通じた国際的視野の向上・深化が期待されています。

一方、伊賀市、志摩市及び三重県は、2016年1月21日に両市長及び知事が台東県を訪問し、「台東県、志摩市、伊賀市3者の自治体間連携覚書（MOU）」を締結（知事は立会い）し、観光、産業、文化、スポーツなどの分野での交流を進めているところです。

本企画は、この覚書をきっかけとして、台東県政府から伊賀市、志摩市及び三重県に対する優遇提案を受けて募集するものです。

2、概要

（1）主催

台東県政府文化処（処は、おおむね日本語の「部」に相当）

（2）台東県政府から受けられる主な支援内容

宿泊場所の無償提供

「台東美術館芸術家宿舎」又は「鉄道芸術村」のいずれかから選択

（採用者による光熱水費負担は不要）

台湾での交通費（台北松山空港 - 台東空港 1往復分）

創作材料費

ワークショップ用材料費

講座及びワークショップでの通訳者手配

（3）採用者に求められる台東県への還元

講座又はワークショップの開催もしくはその両方

展覧会の実施又は作品1点の寄贈

支援内容や台東県への還元内容は、滞在期間に応じて異なります。

これらの詳細や過去の事例は、本募集要項5及び別添資料3をご参照下さい。

（4）これまでの受入実績（2005年～2014年実績）

受入芸術家の出身国・地域は、台湾、アメリカ、ドイツ、イギリス、中国、日本、韓国など。近年では、韓国（グラフィックアート2名、情報メディアアート1名）、イギリス（写真家1名、インスタレーション1名）、日本（インスタレーション

1名)、ドイツ(写真家1名)、中国(情報メディアアート1名)など、幅広い芸術分野を受け入れています。

3、申込について

- (1) 募集定員 三重県内在住の日本人芸術家2名(プロアマ不問)
- (2) 滞在受入期間 2017年 9月15日(金)～2017年11月30日(木) のうち
任意の2週間から2か月間程度
- (3) 募集対象 芸術の種類に制限はありません。
- (4) 申込方法

募集要項の内容をよくご確認のうえ、別添2「台東県での滞在型芸術家交流申込書」に、英語又は中国語で必要事項を記載してください。

(困難な場合は、日本語でも提出可能です)

上記の申込書を、次のいずれかへメール、FAX 又は郵送等でお送りください。

- ・ 三重県雇用経済部国際戦略課 太田
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
電話：059-224-2499 F A X：059-224-3024 Eメール：kaigai@pref.mie.jp
- ・ 伊賀市人権生活環境部市民生活課 古川
〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地
電話：0595-22-9702 F A X：0595-22-9641
Eメール：shimin@city.iga.lg.jp
- ・ 志摩市産業振興部観光商工課 井上
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
電話：0599-44-0005 F A X：0599-44-5262
Eメール：kankoshoko@city.shima.lg.jp

(4) 質問受付期限

2017年6月30日(金)午後5時まで(必着)

(メール又はFAXでお願いします。)

(5) 回答公開予定日

2017年7月18日(火)午前9時

(台東県政府による回答を、三重県ウェブサイト内で添付ファイルにて公開します。)

(6) 申込期限

2017年7月31日(月)午後5時まで(必着)

(申込書を受け付けた旨、受付機関から申込者に対して個別に連絡を差し上げます。)

4、選抜について

申込書は、上記いずれかの窓口で受付後、三重県にてとりまとめ台東県政府へ送付します。台東県政府が書面審査で選抜し、結果は、9月1日(金)までに英語にて応募者本人のメールアドレスへ回答されるとともに、三重県、伊賀市及び志摩市に

も共有されます。

5、採用者に求められる台東県への還元（詳細、過去の実例）

採用者は、下記を目安に選択し、台東県政府に還元する必要があります。

なお、講座及びワークショップは、市民に公開して行われ、学生等の参加が想定されています。

（１）台東県での滞在期間が14日以内の場合

- ・「講座」又は「ワークショップ」の開催
- ・「展覧会の実施」又は「作品1点の提供」

（２）台東県での滞在期間が15日以上の場合

- ・「講座」及び「ワークショップの開催」
- ・「展覧会の実施」又は「作品1点の提供」

（３）用語について

講座：

滞在する芸術家が、自己紹介を行ったうえ、創作の過程、作品の良さや鑑賞ポイントなどについて講義を行います。

- ・人数 15～40人程度を想定
- ・会場 台東県政府が提供
- ・時間 1時間程度

ワークショップ：

滞在する個々の芸術家が取り組みたい活動に合わせて、台東県政府と協議の上、内容を決定します。

過去には、絵画、イラスト、写真撮影など、様々な分野で開催されました。

- ・人数 15～40人程度を想定
- ・会場 台東県政府が提供
- ・費用 台東県政府が負担
- ・時間 1時間程度

展覧会：

滞在期間終了前に1回の展覧会を実施(場所は台東県政府が提供)。

作品1点の寄贈：

滞在する芸術家が創作した作品1点を台東美術館に寄贈します。

（４）滞在期間に応じた過去の還元事例

滞在約15日	講座1回開催＋作品の寄贈1点
滞在約30日	講座・ワークショップ各1回開催＋作品の寄贈1点
滞在約45日	講座・ワークショップ各1回開催＋展覧会1回 ＋作品の寄贈1点
滞在90日弱	講座・ワークショップ各2回＋展覧会1回＋作品の寄贈1点

6、台東県政府の選考のポイントについて

応募者の「活動企画の明確性・具体性・内容」や「公募趣旨に対する理解や熱意」などに着目し、台東県政府が選考します。

7、実際の滞在について

(1) 滞在期間と日数は、応募者本人の希望にあわせて決定します。

- ・最短で2週間程度(14日未満)でも可
- ・査証免除期間の都合上、最大滞在期間は90日まで

(2) 講座やワークショップの実施時期も、台東県政府が採用者と相談のうえ決定します。

(3) 滞在条件について

台東県に到着し、滞在手続きが完了した後は、自由に題材収集活動を行いインスピレーションを得てください。展覧会視察や資料収集などのため、台東県外へ行くことは自由ですが、外国人滞在者の安全管理の観点から、台東県外滞在期間、訪問先、台東県帰着予定等について、台東県政府文化処に報告する必要があります。

8、言語について

主催者によると、これまで外国人芸術家との会話は主に英語が使われたそうです。

ただし、台東県政府には日本人職員が1名在籍しているので、台東県での滞在手続きなどの面で、言語の心配は不要とのことです。

また、講座やワークショップの開催時には、優先的に日本語通訳者が会場へ手配されますが、適任者が見つからない場合には英語通訳となります。

9、その他

(1) 創作材料費や講座・ワークショップ用材料費等の負担について、台東県政府による一律の負担上限額は定められておらず個別協議となりますが、過去の事例(滞在期間1か月~3か月の複数の事例)ではおおむね、創作材料費18500~37000円、講座・ワークショップ用材料費18500~74000円でした。(1台湾元=3.7円で計算)

(2) 陶器を制作する際は、台東県政府が電気釜と土を調達します(上記(1)の創作材料費として分類)

(3) 滞在期間中に芸術家がSNS等による情報発信を行う場合、台東県政府においても周知に協力します。

(4) 電話やインターネットの利用については、台東県政府の担当職員が手続きの支援を行います。(料金は採用者本人が負担)(現地のインターネット環境は比較的安定しています。)

(5) 台東県の様子(観光情報)については、台東県政府日本語ページ(<http://www.discovertaitung.com/ja/>)等をご参照ください。

(参考) 作業場と宿泊施設の写真

作業場



宿泊施設

